

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第81号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料					別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料				
事務	名称	金額	指定試験 機関等		事務	名称	金額	指定試験 機関等	
[略]					[略]				
5 法第89条第1項の運転免許試験	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の適用を受ける場合	技能試験 免除者大型又は中型免許試験手数料	[略]	5 法第89条第1項の運転免許試験	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の適用を受ける場合	技能試験 免除者大型、中型又は準中型免許試験手数料	[略]
		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	特定失効者等大型又は中型免許試験手数料	[略]			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	特定失効者等大型、中型又は準中型免許試験手数料	[略]
		法第97条の	大型又は	[略]			法第97条の	大型、中	[略]

		2第1項の適用を受けない場合	<u>中型免許試験手数料</u>	法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>7,400円</u>
	[略]			
6 法第89条第3項の検査	大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	<u>大型自動車又は中型自動車検査手数料</u>	<u>3,650円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>6,650円</u>	
	[略]			
7 法第100条の2第1項の再試験				
	普通自動車免許に係る再試験	[略]		

		2第1項の適用を受けない場合	<u>型又は準中型免許試験手数料</u>	法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>7,050円</u>
	[略]			
6 法第89条第3項の検査	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	<u>大型自動車、中型自動車又は準中型自動車検査手数料</u>	<u>4,050円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>6,700円</u>	
	[略]			
7 法第100条の2第1項の再試験				
	準中型自動車免許に係る再試験	<u>準中型免許再試験手数料</u>	<u>2,000円</u> 法第100条の2第2項の準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,650円</u>	
	普通自動車免許に係る再試験	[略]		

[略]				
[略]				
11の2 法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査		[略]		
[略]				
14 法第99条の2第4項第1号イの審査	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査	大型又は中型免許技能検定員審査手数料	23,450円	[略]
[略]				
16 法第99条の3第4項第1号イの審査	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る審査	大型又は中型免許教習指導員審査手数料	14,950円	[略]
[略]				
18 法第108条の2第1項各	[略]	[略]	[略]	[略]
108条の2第1項各	法第108条の2第1項第4	大型自動車免許又は中型自動車免許	大型車又は中型車講習手数料	講習 1時間 4,650円

[略]				
[略]				
11の2 法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査		[略]		
[略]				
14 法第99条の2第4項第1号イの審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査	大型、中型又は準中型免許技能検定員審査手数料	23,100円	[略]
[略]				
16 法第99条の3第4項第1号イの審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査	大型、中型又は準中型免許教習指導員審査手数料	14,600円	[略]
[略]				
18 法第108条の2第1項各	[略]	[略]	[略]	[略]
108条の2第1項各	法第108条の2第1項第4	大型自動車免許、中型自動車免許	大型車、中型車又は準中型講習手数料	講習 1時間 4,100円

号に掲げる講習	号に掲げる講習	許に係る講習			
		普通自動車免許に係る講習	[略]		
	[略]				
	法第108条の2第1項第10			[略]	

号に掲げる講習	号に掲げる講習	又は準中型自動車免許に係る講習 (準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。)	車講習手数料		
		準中型自動車免許に係る講習(普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。)	準中型車講習手数料	1時間 3,400円	
		普通自動車免許に係る講習	[略]		
[略]					
	法第108条の2第1項第10	準中型自動車免許に係る講習	準中型免許初心運転者講習	1時間 2,150円	[略]

号に掲げる講習	普通自動車免許に係る講習	[略]	
	[略]		
[略]			
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習	高齢者講習手数料	5,600円 <u>法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の認知機能検査の結果に基づいて受ける場合</u> 5,200円

号に掲げる講習		手数料	
	普通自動車免許に係る講習	[略]	
	[略]		
[略]			
法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（ <u>法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。</u> ）	高齢者講習（75歳未満）手数料	4,650円
	小型特殊自	高齢者講習	4,650円

の基準に適合する講習に係る手数料については、改正後の条例別表第7の18の項又は21の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。